

パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会  
第2回検討会発表

## 海外のパーキングパーミット制度 について

米国・カナダでの生活、  
北米・ヨーロッパ出張の経験から

山崎 泰広

佐賀県パーキングパーミット制度 企画提案者  
アクセスインターナショナル代表

2017/5/9

## 欧米のパーキングパーミット制度

- 欧米諸国では身障者用駐車スペースに駐車するために「パーキングパーミット」と呼ばれる許可証が必要です。歩行に困難がある運転者に対してパーキングパーミットが交付されます。



(例) 北米のパーキングパーミット制度

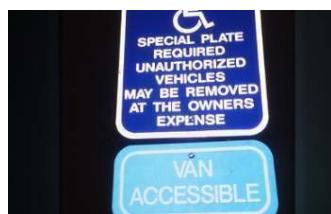
## 欧米のパーキングパーミット制度



- アメリカ、カナダ、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等、ほぼすべての先進国で採用されている制度
- 警察や公安委員会と提携できていて違法駐車には罰則・罰金がある



## 欧米のパーキングパーミット制度



パーキングパーミット提示の義務  
↓  
身障者用駐車場を使用する権利

権利と義務



ショッピングセンターの入口近くの駐車スペースはすべてパーキングパーミット用となっています。

## 欧米のパーキングパーミット制度



- ショッピングセンターや遊園地等の入口近くの駐車スペースはすべてパーキングパーミット専用となっている。

## 世界のパーキングパーミット制度

ドイツ



EU



英国



韓国



ドイツ「特別駐車証明書」から  
「欧州駐車カード」システムへ



右:ドイツ語での小冊子(表紙)  
「障害者のための欧州駐車カード」

「18カ国内で、この駐車カードを  
どのように、そしてどこで使用できるか」



**欧州駐車カードに示される国名の記号**

国を示す記号	国名
A	オーストリア
B	ベルギー
DK	デンマーク
FIN	フィンランド
F	フランス
D	ドイツ
GR	ギリシャ
IS	アイスランド
IRL	アイルランド
I	イタリア
FL	リヒテンシュタイン
L	ルクセンブルク
NL	オランダ
N	ノルウェイ
P	ポルトガル
E	スペイン
S	スウェーデン
UK	

松村 みち子 作成

国ごとに規則は異なるものの  
同等の駐車特典を有している



標識・補助標識の表示に従う



駐車できる曜日  
時間帯  
駐車できる最大時間

個人専用の  
駐車スペース



## 北米のパーキングパーミット制度



- 州ごとの個別の制度だが米国とカナダのすべての州で相互利用が可能
- 駐車場だけでなく、道路脇にもパーキングパーミット専用駐車スペースがある
- 警察や公安委員会と提携していて違法駐車には罰則・罰金がある。



## 北米のパーキングパーミット制度



- 私が使用したのは米国在住の学生時代1979年(38年前)～1985年
- 医師にパーキングパーミット申請用の診断書もらって申請
- 当初は車椅子マークの付いたナンバープレートだった
- その後プラカードと呼ばれるバックミラー吊り下げ型が登場。選択が可能に

## 北米のパーキングパーミット制度



- 1980年代当初は対象者は当初は車椅子ドライバー中心だった
- パーキングパーミット対応駐車スペースの数も多くなかった
- その後駐車スペースの増加に比例して対象者が広がった



### 諸外国では不正利用に多額の罰金・重い罰則

- **米国**
  - ★ 一般の駐車違反の罰金は \$ 75 (約¥6,000)
  - ★ 身障者用駐車スペースの不正利用(駐車違反)の罰金は \$ 500 (約¥40,000)+レッカー移動(レッカー代金も違反者負担)
- **ドイツ**
  - ★ 不正利用には戒告金/ドイツ全国で同額
  - ★ 1998年7月1日以降 75マルク(約5000円)\*現在の通貨はユーロ
  - ★ 戒告金=80マルク以下で減点なし
  - ★ 戒告金の中で最も高い金額=不正利用に対する罰則は厳しい
  - ★ 悪質なものには罰金...裁判で800マルクが科された例もある
- **イギリス**
  - ★ バッジ(駐車カード)を貸したほうにも罰金
  - ★ バッジの剥奪もあり(再発行は困難)

## 罰金を明記(韓国)



障害者用専用駐車場  
ソウル特別市

(要約)  
法律第5675号に基づき  
10万ウォン  
(2時間以上12万ウォン)の  
罰金を支払うことになります

## イギリス

### バッジ所有者専用駐車スペース 常時



月曜～金曜  
午前8:30～午後6:30  
使用時間:最大4時間  
それ以上利用したいときは、  
いったん別の場所に移動する  
こと。  
1時間以内にこのスペースに  
戻ってきてはならない

### 権利と義務



## 海外のパーキングパーミット制度について

- 基本的な理念は、歩行に困難のある人、本当に身障者用駐車スペースが必要な人のために駐車スペースを確保すること。
- 基本に車いす使用者と歩行困難者があり、それらの人々のニーズを満たすことから始まった制度が協力施設と専用駐車スペースが増えることで、対象者の範囲を増やして行った。

## 海外のパーキングパーミットとの 相互利用について

● 日本

限られた地域(導入県)でしか利用証が使えず、  
全国で使える仕組みがまだできていない日本

● ヨーロッパ(EU)

EU加盟国を中心に他国でも使える統一の駐車カ  
ードシステムを導入しているヨーロッパ  
(2001年1月1日より)

● アメリカ・カナダ

北米のすべての州は相互利用が可能。米国カナダ間  
も問題なし。海外からの旅行者の自国のパーキング  
パーミットも使用可能

## 海外のパーキングパーミットとの相互利用

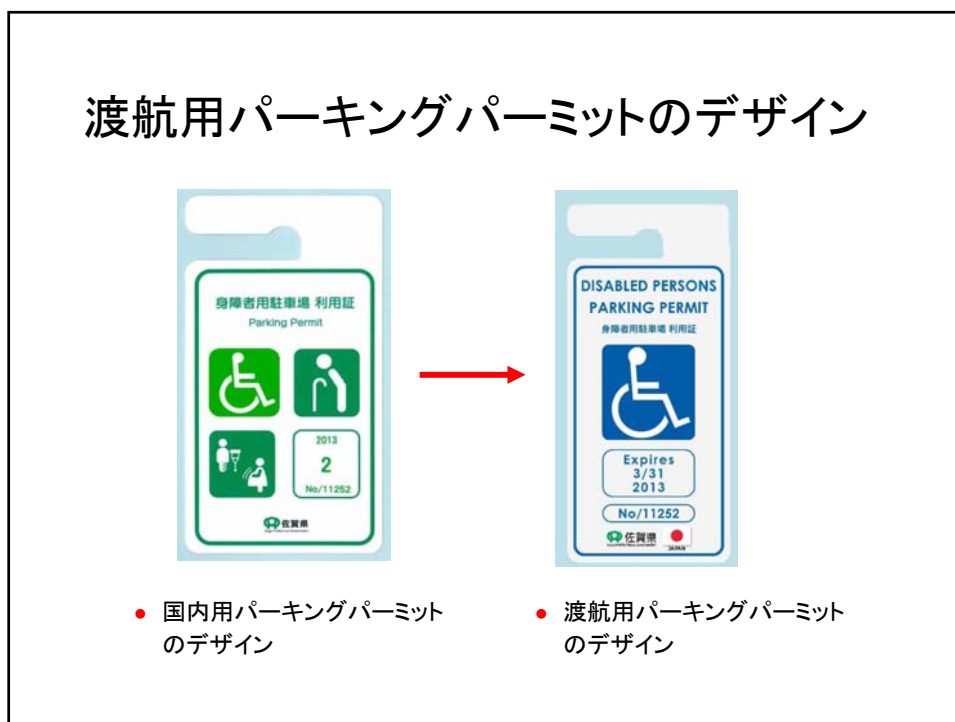
- 欧米諸国間ではパーキングパーミットの相互利用  
が既に行われている
- 日本でも2020年に向けて海外との相互利用を  
可能にして来日する障害者ドライバーに対応する  
必要がある
- 日本が相互利用に加わるためには、海外と同様  
の交付基準(対象者)にすることが不可欠
- 国内では各県が独自の交付基準で許可証を発行  
しているため、国内で既存の許可証を維持するの  
であれば、海外で使用するためには海外の交付  
基準に合った渡航用の許可証が必要となる

## 渡航用パーキングパーミットの対象者

- 渡航用パーキングパーミットの対象者は、すでに相互利用が行われている欧米の交付基準に合う対象者。基本は「歩行困難者」
- 国内のパーキングパーミット保持者で、渡航用パーキングパーミットの対象者とはならない人が現れるが、説明して理解してもらう
- 無理に交付すると、渡航先で駐車違反の問題に巻き込まれる可能性がある

## 渡航用パーキングパーミットのデザイン

- 渡航用パーキングパーミットのデザインは、海外で使用されている欧米諸国のパーキングパーミットと同様のタイプにする必要がある
- 既存のデザインは欧米のデザインと大きく異なるため、正式なパーキングパーミットと認識されない恐れがある



## 渡航用パーキングパーミット

- 渡航用パーキングパーミットの対象者は、欧米の「歩行困難者」を中心とした交付基準に合致する者とする
- 交付対象者は、パーキングパーミット保持者で、上記の対象基準に合致する者
- 渡航用パーキングパーミットのデザインは、海外で使用されている欧米諸国のパーキングパーミットと同様のタイプにする

## 渡航用パーキングパーミット

- 渡航用パーキングパーミットの対象となる国と地域は、米国ハワイ州からスタートする
- ハワイ州での渡航用パーキングパーミットの利用状況を調査し、問題点がある場合は改善する
- 米国の他の州にも相互利用を広げる
- ヨーロッパや他の国々にも相互利用を広げる

## 渡航用パーキングパーミット

- ハワイ州担当者は、当初は相互利用ではなく、日本のパーキングパーミットのハワイ州での使用という形でスタートしてよいと言っている
- 真の相互利用をするためには、佐賀県やパーキングパーミット導入県が海外のパーキングパーミットを受け入れる準備をする必要がある
- 準備には、バリアフリー環境も含まれる

## パーキングパーミット制度の 未来について

### 少ない専用スペースを取り合うのではなく、



- 北米のようにショッピングセンターや遊園地等の入口近くの駐車スペースはすべてパーキングパーミット専用とする



- 少しでも歩行に困難のある人は誰でも利用が可能

### 「駐車禁止除外指定車」標章との統合



- 将来的には、「駐車禁止除外指定車」の標章とパーキングパーミットが統合してパーキングパーミットに統一されるべき
- 欧米では道路脇にもパーキングパーミット用駐車スペースが用意されている

## 国交省の専用駐車区画

駐車の  
シルバー  
シート

### 高齢者・妊婦など専用駐車区画、来年4月から

12月15日15時21分配信 読売新聞



#### 標章車専用

拡大写真

新たに設置される「高齢者らの専用駐車レーンの標識」

政府は15日、官公庁や病院の前などの路上に設けられている駐車区画の一部を、高齢者や妊婦などの専用にするとして道路交通法施行令改正案を閣議決定した。

来年4月19日に施行される。専用区画は「駐車のシルバーシート」との位置づけで、全国の警察本部では具体的な設置場所を検討している。

専用区画に駐車することができるのは、70歳以上の高齢ドライバーと妊婦（出産後8週以内も含む）、聴覚や身体に障害を持つ人。最寄りの警察署で標章の交付を受け、ダッシュボードなど見えやすい場所に置けば利用できる。

標章がない一般の車が駐車した場合の反則金は通常の違反より2000円上乗せされ、普通車では1万7000円になる。専用レーンには「標章車専用」と記された標識が設置される。

- 高齢者や妊婦に「特権」を与えるのではなく、「困っていることを改善」、不足している「ニーズを満たす」制度にすべき
- この制度はパーキングパーミットに統合されて、なくなるべき

## 日本の目標

### パーキングパーミット制度の全国展開、 そして全国的な相互利用

- 欧米のように全国的な制度にする
- 全国的な相互利用が可能になる
- 公安委員会の協力を得て、違法駐車に罰則・罰金を科す
- 海外との相互利用を可能にする

すべての人が車で外出しやすい  
環境を確立する





## パーキングパーミットの理解が深まれば デザインを世界標準に合わせる



● 国内用パーキングパーミットのデザイン

● 渡航用パーキングパーミットのデザインを新デザインへ

## 世界の国々との相互利用



**全国に広がり、  
世界に繋がるパーキングパーミット制度**

**障害があっても自由に車で外出したり  
旅行できる環境を実現しましょう。**

**それが自立を支援して元気な障害者や  
高齢者を増やし、地域の活性化にも繋  
がります。**

パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会  
第2回検討会発表

**「海外のパーキングパーミットについて」**

山崎泰広



終了